

3 特殊法人改革における住宅金融公庫の見直しの現状

1 特殊法人改革に関する経緯及び今後の予定

< 経緯 >

平成12年12月1日 「行政改革大綱」閣議決定

平成13年1月6日 内閣官房に、行政改革推進事務局設置

6月 行政改革担当大臣の下に、行革断行評議会設置

6月22日 「特殊法人等改革基本法」施行
内閣に、特殊法人等改革推進本部設置（本部長 内閣総理大臣）

8月10日 行革事務局「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」の公表
「特殊法人等の廃止又は民営化に関する調査」の依頼
（回答期限：9月3日）

8月28日 住宅金融公庫等について、民営化の案をとりまとめ提出するよう
総理が改めて指示（回答期限は9月20日頃に延期）

同日 行革断行評議会「住宅金融公庫の廃止・民間市場化（案）」を公
表

9月21日 国土交通省、住宅金融公庫等の「民営化について」を公表

10月1日 「民営化について」行革事務局と調整すること、11月中に実質
的結論を得ることについて総理の指示

10月5日 「特殊法人等の廃止又は民営化に関する各府省の報告に対する意
見について」に関する行革事務局コメントを公表

< 予定 >

平成13年11月 住宅金融公庫等の方向性についての実質的結論

12月 「特殊法人等整理合理化計画」の策定

平成17年度末までの「集中改革期間」内に必要な措置を講ずる

2 特殊法人等の個別事業見直しの考え方

平成13年8月10日
行政改革推進事務局

「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」（8月10日公表）のうち、住宅金融公庫の業務に係る行政改革推進事務局案の部分は次のとおり。

【住宅資金融通事業等（融資、保険）】

貸付事業については利子補給を前提としないこととする。

その上で、民間でできることはできるだけ民間に委ねるという原則の下に、貸付自体は民間金融機関に委ね、民間金融機関の債権を買い取り証券化するなどの業務形態を原則とし、真に政策的に融資が必要なものについても、融資条件（対象、限度額、金利等）を適切に見直す。

<以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。>

貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。

金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。

政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。